

○警視庁少年センター運営規程

昭和 38 年 3 月 30 日

訓令甲第 7 号

存 続 期 間

〔沿革〕 昭和 38 年 8 月 訓令甲第 19 号

40 年 3 月 同第 6 号

41 年 6 月 同第 16 号

47 年 4 月 同第 7 号

53 年 3 月 同第 4 号

55 年 3 月 同第 3 号

60 年 4 月 同第 7 号

平成 元年 3 月 同第 5 号

7 年 1 月 同第 2 号

8 年 8 月 同第 17 号

11 年 3 月 同第 4 号

12 年 10 月 同第 30 号

18 年 9 月 同第 28 号改正

目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 勤務心得（第 8 条）

第 3 章 勤務計画の策定等（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 削除

第 5 章 補則（第 13 条）

付則

様式

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁少年センター（以下「少年センター」という。）の適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 少年センターの運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(業務)

第 3 条 少年センターは、少年の健全な育成に係る関係機関・団体、少年警察ボランティア等（以下「関係機関等」という。）との協力のもとに、地域における次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 少年警察の広報、少年の社会参加活動及び少年の非行防止教室等に関すること。
- (2) 少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (3) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (4) 少年の補導及び少年相談に関すること。
- (5) 被害少年等の保護に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

(活動区域)

第 4 条 少年センターの活動区域は、次の表のとおりとする。

名称	活動区域
大森少年センター	第一及び第二方面区内
世田谷少年センター	第三方面区内
新宿少年センター	第四方面区内
巣鴨少年センター	第五及び第十方面区内
台東少年センター	第六方面区内
江戸川少年センター	第七方面区内
立川少年センター	第八方面区内
八王子少年センター	第九方面区内

(警察署との関係)

第 5 条 少年センターは、活動区域内警察署（以下「関係警察署」という。）と密接に連絡協調し、第 3 条に定める業務の円滑な運用に努めるものとする。

(所長の責務)

第 6 条 所長は、少年育成課長の命を受け、少年センターの事務を掌理し、所員を指揮監督するとともに、施設の維持管理の責任を負うものとする。

第 7 条 削除

第 2 章 勤務心得

(勤務心得)

第 8 条 所員は、特に次の各号に留意し、勤務の適正を期さなければならない。

- (1) 所内の清潔整頓に努め、明るく親しみやすいふん囲気をつくりだすこと。
- (2) 服装をととのえ、言語、態度に留意して、相手方の信頼と協力を得るように努

めること。

- (3) 少年の取扱いにあたっては、少年の特性に十分配慮するとともに、処遇経過、及び措置を明確にし、取扱事項はもれなく所長に報告すること。
- (4) 秘密の保持に努めるとともに、少年その他、保護者等が秘密のもれることに不安をいだかないように配慮すること。
- (5) 関係機関等と密接な連絡、協調を図り、業務の円滑な推進に努めること。
- (6) あらゆる機会を通じて少年センターの業務を都民に理解させ、協力態勢の確立に努めること。
- (7) 急訴事件等に接したときは、応急適正な措置をとった後管轄警察署長に通報又は引き継ぐこと。

第3章 勤務計画の策定等

(基準資料)

第9条 所長は、現場活動を通じて得た少年の非行、及び少年に有害な環境の実態等を資料化し、これを少年育成課長に報告するものとする。

(行事計画)

第10条 所長は、関係警察署及び、関係機関等と密接な連絡のもとに年間及び、月間の行事計画を策定し、少年育成課長に報告するとともにその効果的な推進を図らなければならない。

(連絡会議)

第11条 少年育成課長は、少年センターの効果的運営を図るため関係機関等との構成による連絡会議を設置し、少年センターの運営についての協力体制を推進するものとする。

第4章 削除

第12条 削除

第5章 補則

(内規)

第13条 少年育成課長は、少年センターの運営について必要があるときは内規を定めることができる。

付 則

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。